

株券貸借取引に関する基本契約書 新旧対照表 (2023年1月14日)

(下線太字部分変更箇所)

| 新 (改定後)  | 旧 (改定前)  |
|--|--|
| <p>付則<br/>(略)</p>  | <p>付則<br/>(略)</p>  |
| <p>第1条<br/>第6項 以下に掲げる事項に該当した場合、貸借対象株券を保護預りとして貸出者に返還するものとし、借入者が必要と認める合理的な一定期間経過後、当該対象銘柄について、再度借り入れを受けることができるものとする。なお、返還期間中については、貸借料は発生しないものとする。</p> <p>(1) 第7条第3項から第5項のいずれかに該当した場合<br/>(2) <u>株主優待及び配当金の権利確定日において、当該権利の自動的な取得を目的とする「株主権利自動取得サービス」</u>の利用により貸借対象株券が貸出者に返還される場合<br/>(3) その他借入者が必要と認めた場合</p> | <p>第1条<br/>第6項 以下に掲げる事項に該当した場合、貸借対象株券を保護預りとして貸出者に返還するものとし、借入者が必要と認める合理的な一定期間経過後、当該対象銘柄について、再度借り入れを受けることができるものとする。なお、返還期間中については、貸借料は発生しないものとする。</p> <p>(1) 第7条第3項から第5項のいずれかに該当した場合<br/>(2) 株主優待の権利確定日において当該権利の自動的な取得を目的とする「<u>株主優待自動取得サービス</u>」の利用により貸借対象株券が貸出者に返還される場合<br/>(3) その他借入者が必要と認めた場合</p> |
| <p><del>第9項 貸出者が代用有価証券を代用有価証券の状態のまま貸し出す選択をした場合、借入者は当該代用有価証券の代用評価額に相当する金銭を担保として貸出者に差し入れ、貸出者は当該金銭を信用取引の委託保証金として預託するものとする。ただし、当該金銭については、有価証券等の買付代金への充当ならびに確定損金および諸経費への充当、委託保証金からの引き出しを行うことができないものとする。</del></p> <p>(2023年1月)</p>  | <p>(新設)</p> <p>(2019年7月)</p>   |

以上